

○財務省告示第二百三十七号  
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年八月二十九日に發行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年九月十一日  
財務大臣 麻生 太郎  
一 号  
名称及び記  
利付国庫債券（三十年）（第一百四十九回、第一百五十回、第一百五十一回）

十 二	十 一	九 八 七 六 五
の経利 払過 込利 み子率	発 行 価 格	振額最払 替低込額金 単面金額 位金額
いり払募（ 込算込入別 100×各期す るに對象發行 額き國年、債 額と金加通お す額え知り） 。払次受 込のけ 期算た 日式者 には 払よ、	百發平す額の振 し円行成るの記替 たに対三。整載法 金つ象十。數又の 額き國年倍は規 、債八。の記定 次ご月金録に のと二額はよ 算に十に、る 式、九よ最振 に額日る低替 よ面も額口 り金も額口 算額の面座 と金簿	五五額割さ各札じる 万内面りい申に。数利 円九訳金當も込よを回 百（額てのみる競をり 七別でるかの發争いに 十表四。らう行にう応 七の千そち付。募 億と九の利し次し 千お百応回て号た 五り九募り行に者 十万七額格わおが 千億円を差順の加 円円と金簿の面座 円円と金簿
第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差 100 + 表面利率 × 残存年数 100 × 残存年数	1 + $\left[ \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}} \right] \times \text{残存年数}$	

十四 利子

利 第二付 百十国 五年庫 十 債 回 券 )	利 回第二付 百十国 四年庫 十 債 九 券	名 称 及 び 記 号	二 十 九 表 )	十 九 八	十 十 七 六 五	十 十 十 七 六 五	十 四
一 ・ 四 %	一 ・ 五 %	利 率 (年)	平 成 三 十 年	財 務 大 臣	日 本 の 考 会	協 会 八 柄 面 別	第 十 う 算 と 發 行 十 號 に に 式 し 行 十 號 に に 對 象 に 各 象 に 規 定 支 出 期 の す 返 は 支 る 期 、 期 た お 払 發 行 限 そ が 金 い 期 行 に の 銀 額 て を 日 つ 翌 行 を 、 支 後 い 當 休 支 次 の 業 業 払 の 期 各
日 年 平 九 成 月 四 二 十 六	日 年 平 六 成 月 四 二 十 六	償 還 期 限	平 成 三 十 年 八 月 二 十九 日	か ら 通 知 を 受 け た 者	利 值 表 十 基 百 と 回 表 し 八 準 円 お り に た 日 利 に り と 掲 公 付 回 つ す 載 社 で は き る さ 債 日 、 百 .。 れ 店 本 平 円 た 頭 証 成 平 売 券 三 均 買 業 十	銘 額 一 百 萬 圓 単 統 が 月 每 金 表 利 計 發 二 の 額 の 利 值 表 十 基 百 と 回 表 し 八 準 円 お り に た 日 利 に り と 掲 公 付 回 つ す 載 社 で は き る さ 債 日 、 百 .。 れ 店 本 平 円 た 頭 証 成 平 売 券 三 均 買 業 十	同 日 日 う 算 と 發 行 十 號 に に 式 し 行 十 號 に に 對 象 に 各 象 に 規 定 支 出 期 の す 返 は 支 る 期 、 期 た お 払 發 行 限 そ が 金 い 期 行 に の 銀 額 て を 日 つ 翌 行 を 、 支 後 い 當 休 支 次 の 業 業 払 の 期 各
億 千 円 百 二 十 四	六 十 四 億 円	一 發 額 面 金 額 )					

利 第三付 二十国 十年庫 九一債 回券 )	利 第三付 二十国 十年庫 八一債 回券 )	利 第三付 二十国 十年庫 二一債 回券 )	利 第三付 二十国 十年庫 一一債 回券 )	利 第三付 十国 八年庫 回債 券	利 第三付 十国 五年庫 回債 券	利 第三付 十国 四年庫 回債 券	利 回第二付 百十国 六年庫 十債 四券	利 回第二付 百十国 五年庫 十債 四券	利 回第二付 百十国 五年庫 十債 三券	利 回第二付 百十国 五年庫 十債 二券
二 · 四 %	二 · 五 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 四 %	○ · 五 %	一 · 二 %	一 · 三 %	一 · 二 %
九平 月成 二五 十 日年	三平 月成 二五 十 日年	日年平 三成 月四 二十 日年	十年平 日十成 二四 月十 二七	日年平 三成 月四 二十 二七	日年平 六成 月四 二十 十六	日年平 三成 月四 二十 十六	三平 月成 二五 十 日年	日年平 九成 月四 二十 十七	日年平 六成 月四 二十 十七	日年平 三成 月四 二十 十七
円百 九 十 七 億	円百 四 十 六 億	十 億 円	五 十五 億 円	十 億 円	四 十七 億 円	円百 二 十九 億 円	五十 億 円	六 十八 億 円	七 億 円	億二 円百 三 十一

利 第三付 四十国 十年庫 六~債 回券	利 第三付 四十国 十年庫 五~債 回券	利 第三付 四十国 十年庫 四~債 回券	利 第三付 四十国 十年庫 二~債 回券	利 第三付 三十国 十年庫 九~債 回券	利 第三付 三十国 十年庫 八~債 回券	利 第三付 三十国 十年庫 七~債 回券	利 第三付 三十国 十年庫 六~債 回券	利 第三付 三十国 十年庫 五~債 回券	利 第三付 三十国 十年庫 四~債 回券	利 第三付 三十国 十年庫 三~債 回券	
一 . 五 %	一 . 五 %	一 . 七 %	一 . 七 %	一 . 八 %	一 . 九 %	一 . 八 %	一 . 九 %	二 . ○ %	二 . ○ %	二 . 二 %	二 . ○ %
日年平 三成 月五 二十 十七	十年平 日十成 月五 月十 二六	日年平 九成 月五 二十 十六	日年平 三成 月五 二十 十六	日年平 九成 月五 二十 十五	日年平 六成 月五 二十 十五	日年平 三成 月五 二十 十五	日年平 九成 月五 二十 十四	日年平 三成 月五 二十 十四	日年平 九成 月五 二十 十三	日年平 三成 月五 二十 十三	日年平 九成 月五 二十 十二
円百 四 十二 億	四 十四 億 円	二 十六 億 円	円百 八 十一 億	百 三十 億 円	七 十六 億 円	五 十五 億 円	億三 円百 三 十五	二 百 億 円	三 十六 億 円	七 十七 億 円	百 二十 億 円

利 第四付 九十国 回年庫 ～債券	利 第四付 七十国 回年庫 ～債券	利 第四付 五十国 回年庫 ～債券	利 第四付 四十国 回年庫 ～債券	利 第四付 三十国 回年庫 ～債券	利 第三付 五十国 十年庫 七～債券	利 第三付 五十国 十年庫 一～債券
○ · 四 %	一 · 七 %	二 · ○ %	二 · 二 %	二 · 二 %	○ · 八 %	○ · 三 %
日年平 三成 月六 二十 十八	日年平 三成 月六 二十 十六	日年平 三成 月六 二十 十四	日年平 三成 月六 二十 十三	日年平 三成 月六 二十 十二	十年平 日十成 二五 月十 二九	日年平 六成 月五 二十 十八
億四 円百 六 十 四	億四 円百 九 十 三	円百 五 十 五 億	六 十八 億 円	億二 円百 三 十 五	十七 億 円	五 億 円